

帝国時代におけるヒッタイトの支配体制

——副王制・属国支配・外交——

山 本 孟

【要約】 ヒッタイトでは王族が国家の中樞を占めていた。従来、この国家構造がヒッタイトの歴史上、変わらなかつたとする説と中王国時代に改革されたとする説がある。しかし筆者は、変化したのは国家構造ではなく支配の方法であつたと考える。古王国時代以来、王室内の権力争いを予防するために、傍系の王族に対して領土が分割されていた。これに加わる形で、中王国時代からは誓約文書によって王族に忠誠を誓わせるという支配方法が実施されたのである。帝国時代の副王制はこの二種類の支配方法が実行されていたことをよく表している。王位継承の見込みのない王子である副王は辺境の国を贈与されて懐柔された一方、王は彼らに誓約文書を作成し忠誠を誓わせていた。さらにヒッタイト王が属国あるいは諸大国の支配者に対しても誓約文書を作成し、王室間の結婚によって自身の姻族にしたことは、この支配方法が属国の支配や外交においても適用されたことを示している。

史林 九六巻四号 二〇一三年七月

はじめに

紀元前二千年紀後半の古代オリエントは、諸大国が並び立つ「多極化した世界」であつた^①。勢力圏を争って軍事衝突が避けられない場面があつた一方、大国は「外交」を始め、大規模な直接対決を避けようと尽力した。こうした中で、自国中心主義のエジプトやシュメール時代からの長い伝統的をもつメソポタミアの国々は、それぞれ異なるイデオロギーに基

づいた支配原理に従って勢力下の国々を統治しつつ、大同土の外交に従事したのである。^②紀元前一七世紀半ばより中央アナトリアに興ったヒッタイトは、そのような大国の一つであった。同じオリエント世界にあつても、ヒッタイトはエジプトやメソポタミア世界とは地理的にも文化的にも異なる。そのため、ヒッタイトの支配体制に関する本稿の研究は、この帝国が自国のイデオロギーをいかに外交戦略と調和させたかを理解するものとして古代オリエントの国際関係を展望する新しい視点となると考へる。

中央アナトリアを中心に紀元前一七世紀半ばから一二世紀初めまで存続した王国ヒッタイトの歴史は、古王国時代・中王国時代・新王国時代の三つに区分される。^③ハットウシリ一世が中央アナトリアのハットウシャ^④を都として王国を成立させた前一七世紀半ばから前一六世紀末までが古王国時代であり、前一六世紀末の王テリピヌの治世後から前一四世紀前半ばまでが中王国時代である。それに続く新王国時代は、前一四世紀半ばのヒッタイト王シュツピルリウマ一世の治世から王国が滅亡する一二世紀初めまでを指す。この時代は、ヒッタイト王が自らに服従した国々を属国とし、西はアナトリア南西部から東は北メソポタミアとシリアまで勢力下に置いたことから帝国時代とも呼ばれる。ヒッタイト王は勢力を拡大する中で属国においては服従した土着の有力者による支配を許した一方、本国と属国の間に位置する国においては王族に同国の支配と近隣の属国に対する監督を委ねていた。本稿では、本国の政権からある程度自立して活動できた者として、このような役割を担った王族を副王と呼ぶものとする。^⑤つまりヒッタイト帝国は、ヒッタイト王が支配する本国と、副王が支配する本国周辺の国々、さらにその外側にある属国の、大きく三つの性質の異なる領域に分けることができるのである。^⑥では、このヒッタイト帝国は、どのように統合されていたのだろうか。

本稿の目的は、この帝国時代の支配体制を明らかにすることである。そのためにまず、第一章で、ヒッタイトの国家構造に関して対立する先行研究をまとめ、この構造が王室内の権力争いを誘発したことを確認する。第二章では、その問題を解決するために、傍系に対する懐柔策と誓約文書を通じた支配という二種類の方策が講じられたことを明らかにする。

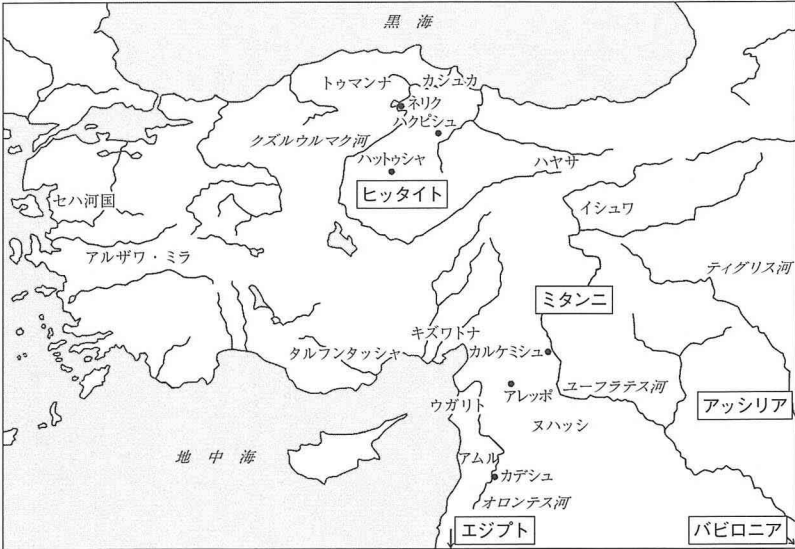


図1 ヒッタイトとその周辺

*斜体は現代語の名称。なお、地図の作成にあたっては T. R. Bryce, *The Kingdom of the Hitties*, New York, 2005, P.の地図を参考にした。

第三章では、王と副王との個別の関係性を事例として挙げながら、この二つの支配方法が実際にどのように運用されたのかを検証する。最後に第四章で、これらの支配方法の適用範囲についても検証を加えたい。

なお、本稿で使用した文献の略称は以下のとおりである。

- AO: *Archiv für Orientforschung* (Graz)
- AnSt: *Anatolian Studies* (London)
- AoF: *Alterorientalische Forschungen* (Berlin)
- CTH: Laroche, E., *Catalogue des textes hittites*, Paris, 1971
- DS: H. Guterbock, "The Deeds of Suppiliuma as told by his Son, Mursili II", *JCS* 10, 1956, 41-68, 75-98, 101-130.
- HDT: Beckman, G., *Hittite Diplomatic Texts* (2nd edition), Atlanta, 1999.
- JAOS: *Journal of the American Oriental Society* (New York)
- JCS: *Journal of Cuneiform Studies* (New Haven)
- KBo: *Keilschrifturkunden aus Boghazköy* (Leipzig and Berlin)
- KUB: *Keilschrifturkunden aus Boghazköy* (Berlin)
- OLZ: *Orientalistische Literaturzeitung* (Berlin)
- StBoT: *Studien zu den Bogazköy-Texten* (Wiesbaden)

- ① 小野哲「第四章 多極化する世界」『歴史学の現在 古代オリエント』前田徹他、山川出版社、二〇〇〇、七一―一〇三。
- ② 范元前二十年紀後半の国際関係について M. Liverani, *Pyrotige and Interest: international Relations in the Near East ca. 1600-1100 B.C.*, Padova, 1990 を参照のこと。
- ③ 小野哲、前掲書、九七―九九。
- ④ 本稿では s は sh の音で表記している。ヒッタイト語における s の音価については H. A. Hoffner & H. C. Melchert, *A Grammar of the Hittite Language*, Indiana, 2008, p.38 を参照のこと。
- ⑤ 史料上、「副王」という称号は存在せず、本稿で取り上げる副王はあくまで LUGAL (*luzziu*)、「王」であった。つまり、同じく LUGAL と呼ばれる属王 (vassal kings) と区別するために、彼らは、先行研究において便宜上「副王・総督」(viceroys) あるいは「皇太子以外の王子たちの中で土地を与えられ同地を支配した王」(appanage king) と呼ばれることとなる。前者は本国の代理として周辺属国を支配したアムノホ王やカルタメニホ王を指すことが多く [T. R. Bryce, *The Kingdom of the Hittites*, New York, 2005]、後者は国を与えられた傍
- 系の子王を指すこととなる [R. Beal, *The Organisation of the Hittite Military* (Texte der Hittiter, 20), Heidelberg, 1992, pp.320-327, F. Imparati, "Die Organisation des Heiligtischen Staates", *Geschichte des heiligtischen Reiches*, H. Klengel [ed.], Leiden, 1999, pp. 372-373]。しかしながら、この二つの用語が明確な基準に基づいて使分けられてきたとは言えない。そこで本稿では、帝国の辺境支配を担った同種の特徴をもつ者として「国家官吏や属王と明確に区別するたぐい」viceroys と appanage king 両方の表現に当てはまる者すべてを「副王」と呼ぶことにする。ただし、Beal が appanage king に挙げる「シムフ王は、土着の有力者であることから属王と考え、本稿では副王として扱わない。なお本稿では、言語の表記としてヒッタイト語を小文字斜体で表し、ヒッタイト文書史料に表れるシムメール語を大文字で、アッカド語を大文字斜体で表している。また、粘土板の欠損部分の補いは () で表す。
- ⑥ G. Beckman, "International Law in the Second Millennium: Late Bronze Age", *History of Ancient Near Eastern Law*, R. Westbrook [ed.], Leiden, 2003, p.756

第一章 王族中心の国家構造

一 国家構造は変わったのか、変わらなかったのか

古王国時代のヒッタイトでは、王族が支配者層の中核を成しており、この国家構造が王権を不安定にした。この点について先行研究は大筋で合意している。しかし、従来の研究には、そういった国家の構造が帝国時代まで基本的に変わらな

かつたとする見解と中王国時代に一定の改革が試みられたという見解がある。Kienig は国家構造を論じる中で、王族が古王国時代以来、常に国家の中枢におり、血縁関係のない属王が治める国ではヒッタイトの支配基盤が脆弱であったという。そのため、このような属国に対しては王族である副王がヒッタイトとしての影響力を行使しなければならなかったというのである^①。また Giorgiari も、複数の属王が政略結婚によって王と姻戚関係を結んだことを挙げ、ヒッタイトの歴史を通じて王族を重用する伝統は変わらなかったと主張する^②。さらに Giorgiari は、ヒッタイトでは王族が政治的に重要な任務に当たることが国家の支配に不可欠な方法であると見なされた一方、この方法は高位の職に就いた王と血縁的に近い王族の野心を助長したため王室内の権力闘争が絶えず、王国の安定を揺るがしたと考えている。これに関連して Impparati は、ヒッタイトの副王制には特別な不満をもつ王族に対する懐柔策としての側面があると説明し、また古王国時代の王が息子たちに征服地の支配を委ねた事例を挙げて副王制が傍系の王族に土地を分け与えるという従来からの支配方法に基づいていたことを示唆している^③。つまり、ヒッタイトには王族を支配の中枢に置く国家構造があり、歴代の王たちはこの構造的な問題から生じる王室内の権力闘争を最小限にすべく傍系の王族を懐柔し、王権を安定させようとしたというのである。

これに対して、そのような構造は変化したと説明する研究者もいる。Pecchioli Daddi は、中王国時代に「イシュヒウル (išuwi) 文書」と呼ばれる誓約文書が作成されるようになったことで国家の構造が改革されたと主張する^④。中王国時代の王は、イシュヒウル文書に臣下の義務を規定し忠誠を誓わせることによって、王族の影響力を排除し、王家の出身者ではない有力者を積極的に臣下として中央集権支配を実現したという。また Tagger-Cohen によれば、王はイシュヒウル文書による自身との個人的な結びつきを根拠として新たな臣下を増やしただけでなく、王族をも含めて政治権力を階層的に分配し、末端の役人に至るまでの明確な指揮系統を確立したという^⑤。

以上のように、先行研究では、国家の構造が不変であったとする説とそれがある時期に改革されたとする説がある。こ

の対立する議論からは、ヒッタイトの国家構造が歴史を通じて全く変わらなかったわけでもなく、また完全に変わったわけでもないという曖昧なイメージしか得られないように思われる。このように議論が錯綜している原因は、ヒッタイトの支配のあり方の変遷を総合的に判断するための具体的な検証がなされてこなかったことにあるだろう。筆者としては、変化したのはヒッタイトの支配方法であって、*King*が主張したように、結局のところヒッタイトの国家構造そのものが変化したわけではないと考える。そこで次節では、王族中心の国家構造に変化がなかったと理解できること、そしてこの構造と王位継承基準の曖昧さがもたらす問題について確認する。

二 揺るぎない国家構造

古王国時代のハットウシリ一世の王碑文、いわゆる「ハットウシリ一世の遺言(CH16)」には、王が上級の国家官僚の集団であるパンク(*panku*)に結束を呼びかける箇所がある。^⑦

「あなたたちパンクが狼のように「一二」であるように。「争い(?)」は決して起こらないように。彼(ハットウシリ一世の後継者ムルシリ一世)の臣下たちは「一人の母」の子供である。」^⑧

この記述は、パンクの構成員が王族であったか、少なくとも彼らが王族の一員と見なされていたことを示唆し、王族の結束こそがハットウシリ一世の治世から王国を安定的に支配するために必要とされたことがわかる。さらに同じく古王国時代の王テリピヌも、いわゆる「テリピヌ勅令(CH19)」の中で、より直接的な表現で王族に団結を呼びかけている。

「将来、私(テリピヌ)の後に王となった者について、彼の兄弟たちと彼の息子たち、彼の姻族、彼の氏族、彼の軍隊が団結するよ

うに。」^⑨

王族の一致団結は、古王国時代の王たちに重視されていた。一方でハットウシリ一世は、同じ碑文中で自分の死後に幼い後継者ムルシリ一世と他の王族たちが対立しないか気にかけている。彼はそれまでに起こった王族の陰謀を述べた上で、ムルシリ一世に「我が息子よ、お前の心にあることに従って行動せよ」と語りかけ、王として自分の意志であらゆる決定を下すよう指示している。^⑩ 王族は王とその後継者に対する潜在的な脅威であって、王は王の氏族の一員という連帯感の下に彼らを団結させ、自らに忠実であることを求めなければならなかったのである。

テリピヌの治世から約一五〇年後の帝国時代の王ムルシリ二世とアレツポにおける副王タルミ・シャルマの条約にも同じような王の態度が表れている。

「余（ムルシリ二世）、大王は、アレツポ王タルミ・シャルマを助ける者である。そして、アレツポ王タルミ・シャルマは余、大王、ヒッタイト王を助ける者であれ。余、ムルシリ、ヒッタイト王の息子たちはタルミ・シャルマを助ける者であれ。そして、タルミ・シャルマの息子たちは余の息子たちを助ける者であれ。私たちは皆、大王シュツピルリウマの子孫である。私たちの家は一つであれ。」^⑪

叔父と甥の関係にあったムルシリ二世と副王タルミ・シャルマは、同じシュツピルリウマ一世の子孫として、それぞれの家系が担う王権を互いを守るべきことを確認している。古王国時代の王と同様、ムルシリ二世もタルミ・シャルマに王族としての結束を期待している。またこのことは、帝国時代においてもなお王族が国家の中核を占めていたことを示しているだろう。さらにムルシリ二世から約五〇年後の王トウドゥハリヤ四世は、¹¹USAGと呼ばれる側近たちに対して自分

と自分の子孫だけを王と認めるよう求めている。^⑫

「ヒッタイトは、王の子孫で満たされている。ヒッタイトには、シュッピルリウマの「子孫」、ムルシリの子孫、ム「ワタリ」の子孫、ハットウシリリの「子孫」が多くいる。あなたたちは、他の何人の王権も認めてはならない。トウドウハリヤの孫と曾孫、子孫の王権だけを守れ。」^⑬

この文書は、王が高位の王族の背信を危惧していたことを示唆し、帝国時代のヒッタイト王もまた王族に結束を呼びかけながら、彼らが中央に反逆しないか常に注意していたことがわかる。

こうした王族に対する警戒感は、王位継承に関して王と皇太子以外の多数の王族がかなりの不満をもっていたことに原因があるだろう。王位継承順位を定めている「テリピヌ勅令」によれば、ヒッタイト王はまず女王から生まれた第一位の息子の中から後継者を選ばなければならない。さらに、第一位の息子がいないか適任者がいないと判断した場合は側室の息子、それさえもいなければ第一位の娘の夫、すなわち王の義理の息子に継承権が及ぶ。^⑭ このように、ヒッタイトでは必ずしも長子が王位を継承したわけではない。また、帝国時代に限ってみても王が治世の初期に後継者指名をせず死去した場合、王の息子ではなく王の兄弟が王位を継承した例外が二例あり、後継者が常にこの原則に従って選ばれたわけでもない。^⑮ さらにいえば、テリピヌ勅令が伝えているようにテリピヌ治世以前には王位継承を争って王室内で暗殺が繰り返されていたし、帝国時代においてもシュッピルリウマ一世やハットウシリ三世は前任の王を退けて王位に就いている。

以上のことをまとめると、王位継承に関して王は自らの息子たちの中から後継者を選ぶ権利を有していた。また王が継承者を指名せずに死去した場合には、例外的に王の兄弟による王位継承も認められ、さらには王位篡奪も相次いだ。そのため、王は王位を継承しない息子や兄弟に対して自身と後継者の王位を正当化するのが難しかった、あるいは正当性を証

明しようとするほど他の王族の不満を増大させただろう。この王位継承における制度上の曖昧さが、王族たちに不満をもたらすことになったのである。特に王と血縁の近い王族たちは、王位を継承する可能性がありながら現職の王に排除され、自分の家系を傍系に格下げされたという不満をもったはずである。

- ① H. Klengel, "Einige Bemerkungen zur Struktur des hethitischen Staates", *AoF*, 30, 2003, p.284.
- ② M. Giorgieri, "Verschwörungen und Intrigen am Hethitischen Hof. Zu den Konflikten Innerhalb der Hethitischen Elite anhand der Historisch-Juristischen Quellen", *Hethiter-Bogazköy-Das Hethitische Reich im Spannungsfeld des Alten Orients. Akten des 6. Internationalen Colloquiums der Deutschen Orient-Gesellschaft 22.-24. März 2006, Würzburg*, G. Wilhelm [ed.], Wiesbaden, 2008, pp.351-375.
- ③ F. Imparati, "Die Organisation des Hethitischen Staates", *Geschichte des hethitischen Reiches*, H. Klengel [ed.], Leiden, 1999, p. 372.
- ④ *Ibid.*, p.332.
- ⑤ F. Pechlioli Daddi, "Die mitrethitischen ishiul-Texte", *AoF*, 32, 2005, pp. 280-290.
- ⑥ A. Tagger-Cohen, "Biblical covenant and Hittite ishiul reexamined", *Vetus Testamentica*, 61, 2011, pp.461-488.
- ⑦ ギョウジイシウロフチ G. M. Beckman, "The Hittite Assembly", *JAOS*, 102, 1982, pp.435-442. ※参照(シ)110°
- ⑧ KUB1.16 + KUB40.65 (CTH16) II 46-47. 「ギョウジイシウロフチ」中(参照)110°
 ⑨ F. Sommer and A. Falkenstein, *Die hethitisch-akkadische Bilingue des Hattusili I. (Labarna II.)*, Hildesheim, 1974. ※参照(シ)110°
- ⑩ KB031 + KBo125 + KBo368 + KBo127 (CTH19) II 40-43. 「トコウキ勅令」110°
 ⑪ I. Hoffman, *Der Erhah Telipinus (Texte der Hethier, 11)*, Heidelberg, 1984. ※参照(シ)110°
- ⑫ KUB1.16 + KUB40.65 II 62-63.
- ⑬ KBo1.6 rev. 5-10.
- ⑭ Starke 15 U^oSAG. ※王族がなした可能性を排除する [F. Starke, "Zur 'Regierung' des hethitischen Staats", *ZABR*, 2, 1996, pp. 163ff.] ※ Giorgieri 他との研究では U^oSAG や参照(シ)110° である。今本では U^oSAG 14. 王位継承に尊厳をなすものではないと Starke 15 14. である。
- ⑮ KUB26.1 I 10-16.
- ⑯ 「H14. 第一位の王子の一人がなるべし。」「1. 第一位の息子がなすべし。第二位の王子が王になるべし。ここから、1人も断取りとなる王子がなすべし。第一位の娘に義理の息子が取られ、彼が王になるべし。」(KB031 + KBo125 + KBo368 + KBo127 (CTH19) II 36-39)。H14. 参照(シ)110°
 G. M. Beckman, "Inheritance and Royal Succession Among the Hittites. Appendix: The Terminology of Succession and Rule", *Kanishnuwar. A Tribute to Hans G. GüterBock on his Seventy-fifth Birthday May 27, 1983*, Chicago, 1986, pp.13-31. ※参照(シ)110°
- ⑰ 梁元前 一四世紀前半のマルヌフンタ二世を継いだマルシリ二世。紀元前 一三世紀初めにマルヌフンタ三世を継いだマルシリ二世。

世がその二例である。

第二章 伝統的な支配方法と新しい支配方法

古王国時代から帝国時代にいたるまで、王族が国家の重要な役職に就くという基本的な構造自体は変化しなかった。そのため、王は常に王族に自らの王権の正当性を認めさせようと努め、不満をもちうる王族を懐柔しなければならなかったのである。

本章ではまず、古王国時代以来、傍系王族に対する懐柔策が続けられていたことを確かめる。次に、中王国時代のイシユヒウル文書を用いた支配方法を考察し、この文書が王族中心の国家構造を安定させるために不可欠であった点を明らかにする。

一 傍系への土地贈与

傍系の王族たちに対し土地を贈与し懐柔するという政策は、古王国時代から帝国時代まで基本的に共通している。古王国時代のハットウシリ一世の治世を語る「テリピヌ勅令」の一節は、王位継承の見込みのない王子たちに征服地を与えるという王の配慮があったことを示す。

「彼（ハットウシリ一世）は国々を次々に滅ぼし、国々を無力にした。彼は海を境界とした。彼が遠征から帰還するたびに、彼の息子たちがその国々へ行った。そして、彼の統治下でそれらの偉大なる町々は繁栄した。」^①

このように後継者指名されない王子が征服地に派遣され同地を支配するという慣例は古王国時代からあったと考えられ

る。さらに中王国時代の王トウドウハリヤ一世は、息子カントウツジリを神官として新たに併合したキズワトナに派遣し、事実上同国を統治させた^②。なお、トウドウハリヤ一世は、のちに後継者となるアルヌワンダ一世と共同統治を行っているので、カントウツジリは王位を継承する予定のない王子であった。このように、傍系の王族に土地を贈与する慣例は古王国時代以来続いており、一種の制度のようになっていた。

帝國時代に王が各地に副王を任命したこともこの慣例に従ったものと理解できる。たとえば、シュツピルリウマ一世は皇太子アルヌワンダ以外の息子テリピヌとピヤツシリをそれぞれアレップとカルケミシュの王とし、またムワタリ二世は兄弟ハットウシリをハクピシユ王としたように帝國の周辺国を与えられたのは王位を継承しない王子たちだけである。この帝國時代の政策は、王位継承に不満をもつ王子たちをなだめるためのものであり、そうした王の意図は古王国時代以来一貫している。つまり、建国以来、ヒッタイト王は皇太子以外の王子とその家系の者の不満を抑えるために征服地もしくは辺境の国を与え、統治させてきたのである。

ヒッタイトでは、王位後継者の指名が王の裁量に拠るところが大きく、またさまざまな例外が既成事実化していた。こうした状況下で、王族のヒエラルキーは王が代わる度に組み替えられ複雑化し、後継者以外の傍系の王族の中には強い不満もつ者があつただろう。そのため、現職の王の権力基盤は常に不安定であつたと推測できる。そこで、古王国時代以来、王族の不満を懐柔する策として王族へ土地を贈与することが慣例となつていた。帝國時代に、傍系氏族に領土の一部を割譲した副王制は、まさにこの伝統に則つた制度であろう。ただし、傍系の王族たちは単に懐柔され、与えられた土地を中央から独立して支配することが認められていたわけではなかつた。

二 イシュヒウル文書による新しい支配方法

中王国時代のヒッタイト王は、臣下に自身の権限を委譲するための法的手段としてイシュヒウルと呼ばれる誓約文書を

作成し始めた。先述の通り Pecchioli Daddi は、イシュヒウル文書の作成によって従来の国家構造が変化したという見解を示している。確かに Pecchioli Daddi が主張するように、イシュヒウル文書はヒッタイトの中央集権的な体制を確立するのに不可欠な手段であって、帝国時代における支配のあり方はこの文書を抜きにして説明できない。しかし、イシュヒウル文書には、国家の構造を根本的に変革するのではなく、傍系王族に対する懐柔策を補強し、従来の構造的問題を解決する手段としての側面がある。すなわちイシュヒウル文書には、王と王族との間に法的な関係性を確立することで、王族による辺境支配が無条件に行われることを避ける目的があったのである。本節では、イシュヒウル文書を用いた支配方法とそれが王と傍系王族の関係にいかに関与を与えたかを考察する。

二一ー イシュヒウル文書

神々の代行者として全土の所有権と支配権を有したヒッタイト王は、さらにイシュヒウル文書を作成して、その権能を臣下に分配することで全領土の支配を行わせた。イシュヒウル文書とは臣下の義務を規定した文書で、王の即位時や、臣下にある役職に任命するときに発行され、この文書を受け取った者は王の権能の一部を分け与えられると同時に、職務の遂行と王に対する忠誠を誓った。こうした過程を経て、神々の世界から地上の世界に至る、神・王・臣下という権能分配のヒエラルキーが構築されていたのである。^③

šihul-という語は、ヒッタイト語で「結びつき」を表し、そこから派生して「結びつきを創造する文書」自体も指す。^④ その意味でイシュヒウル文書は、義務と忠誠の誓い (*lingau*) を立て、王と臣下の個人的な結びつきを創り出す文書すべてを含む。今日我々は研究の便宜上、イシュヒウル文書を国家官吏に対する職務規定、条約、王の布告などに細分しているが、これらはすべてヒッタイトの人々にとってはイシュヒウルという同種の文書と見なされたものである。

中王国時代に成立したイシュヒウル文書は、ヒッタイトの行政改革に大きな役割を果たした。Pecchioli Daddi によれ

ば、イシュヒウル文書は古王国時代からすでに存在していた誓いの伝統を基にしている^⑤。中王国時代のヒッタイト王、とくにトウドウハリヤー一世やアルヌワンダ一世は、このイシュヒウル文書を用いて複雑化した行政を円滑に行うよう国家行政を改革し、中央集権的に全土を支配する仕組みを作り上げた^⑥。このシステムこそがのちにヒッタイトが帝国となる基礎となったのである。そして帝国時代になると、イシュヒウル文書はさらに、副王や属王、諸外国とも締結される「(国際)条約」としても使用され、辺境支配の手段であるとともに外交手段にもなっていたのである。

Pechiuhi Dadiは、イシュヒウル文書があらゆる国家官吏に対して発行されている点に着目し、王が多くの王家出身ではない者と主従関係を結ぶことを可能にし、全領土における支配の中央集権化に大きく貢献していると主張する。ヒッタイト王が服従した各属王と条約、つまりイシュヒウル文書を締結していることも、この種の文書にそういった役割があったことを裏付ける。ただし、王と副王の条約が存在するように、王族もまたイシュヒウル文書を受け取っている。この事實は、イシュヒウル文書が決して中央における王族の影響力を排除する目的で作成されたものではなかったことを示している。

二二条 約

王と王族との条約文書の性格を考えると、王族に対するイシュヒウル文書の役割が明らかになる^⑧。条約と分類されるのは、臣下の副王や属王、さらにはエジプトをはじめとする対等な諸大国の王とも結ばれたイシュヒウル文書である。Korsecはヒッタイトの条約を、ヒッタイト王と対等と見なされる大王との「対等条約」と、その他の支配者との「宗主権条約」に大別し^⑨、彼以降の研究者もこの見解を基本的に踏襲している。対等条約とは、締結者同士が神の名の下に誓い合い、相互に義務を課し合う双務の条約である。ハットウシリ三世とエジプトのファラオ、ラムセス二世との間で結ばれた有名な条約や、中王国時代に結ばれたヒッタイト王とキズワトナ王との条約、あるいはヒッタイト王トウドウハリヤー

世とエジプトのアメンホテプ二世との条約がこれに含まれる^⑩。宗主権条約とは、ヒッタイト王が締結者に義務を課す片務的な条約であり、ヒッタイト王と副王あるいはヒッタイト王と属王との条約が含まれる^⑪。ただし、副王と属王の条約は同じ宗主権条約に分類されているものの、内容と形式においてかなり異なっていることがこれまでにも指摘されている。RiemscheiderとDevecchiは、副王タルミ・シャルマ条約や副王タルフンタツシャ王の条約は、ヒッタイト高官たちの名前が証人としてリスト化されている点と国境を規定する条項がある点で属王の条約と異なり、これらはむしろ「土地贈与証書」に類似していると指摘した^⑫。あるいは von Schulerは、副王の条約を「次子相続文書」と呼び、副王位が世襲されるときにヒッタイト王が新しい副王に前任者の王権を追認するための相続文書と考えた^⑬。

これらの議論は、副王の条約と属王の条約では、その作成にあたって王に異なる意図があったことに起因しているだろう。条約の中でヒッタイト王が属王を「奴隸・臣下」(It)と言及しているのに対して、副王をそのように呼ぶことはないように、主従関係を確立するための属王の条約とは異なり、副王の条約には彼らの支配権とその継承を確認するという目的がある。Byceは、土地贈与文書の目的について、王がさまざまな階級の役人に報酬としてか、あるいは忠誠を誓わせる手段として作成したと説明する^⑭。すなわち、副王の条約は、土地の所有権と支配権を譲渡する見返りに忠誠を誓わせるために作られた点で、土地贈与文書の作成目的と共通しているのである。

しかし、王の意図が多少違っていたとしても、副王の条約も属王の条約もイシュヒウル文書である以上、その根本的な意義は大きく違わない。すべての条約は、そこに定められたことと王への忠誠を誓うことで、王と臣下の個人的な結びつきを公的に確立する文書である^⑮。つまり、条約において、副王は王族としての結束と傍系氏族としての王に対する忠心を誓い、属王は自らの従属を認めて王への絶対的な服従を誓ったのである。また、このような条約の意義は対等条約についても同様である。対等条約を締結した大王たちはヒッタイト王の臣下とは言えないが、イシュヒウル文書を与えられている限り、彼らはヒッタイト王との個人的な結びつきをもつ者と見なすことができる。

このように、ヒッタイト王はイシュビウル文書を用いて権能の一部を臣下に分配し、忠誠の誓いを立てさせることで中央集権的な支配を確立した。この点でイシュビウル文書は、従来の支配のあり方を変えた。しかし、帝国時代に副王の条約が存在しているように、王族ともイシュビウル文書が結ばれている事実は中王国時代以降においてもなお王族が国家の指導的立場にある構造自体が変わったわけではないことを示している。中王国時代以降も王室内の権力争いに歯止めがかかっていない点や、帝国時代に多くの属王がヒッタイト王の親戚となっている点もそれを裏付ける。副王の条約を考えればむしろ、イシュビウル文書には国を分け与えられた副王を法的に拘束し、王と彼らの精神的な結びつきを強める意義があったのである。したがって、少なくとも帝国時代の辺境支配においては、伝統的な懐柔策としての傍系への土地贈与とイシュビウル文書による誓約という二つの支配方法が同時に適用されていたといえる。第三章と第四章では、王と副王あるいは王と属王の関係を考察し、帝国時代の支配体制がこの二つの支配方法が相互に補充し合って初めて成り立つものであったことを明らかにする。

- ① KBa3.1 + KBo12.5 + KBo3.68 + KBo12.7 I 13-20.
- ② 「カントゥツシリは [キスコ] ナナのチシムン神とノバト神の神官とされた。」(KUB17.22 I 2-3). Beal はカントマツシリをマルヌンタ一世の息子と考へている [R. Beal, *The Organisation of the Hittite Military* (Texte der Hehier, 20), Heidelberg, 1992, p.320]。すなわちセツ、カントゥツシリはピッタインア王子であり、帝国時代に先行して副王となった最初の例に考へてもよいかもこれなご。
- ③ Tagger-Cohen がイシュビウル文書の意義をなされたよって形成される神・大王・田下の階層構造について論じている。 [A. Tagger-Cohen, "Biblical covenant and Hittite *isihul* reexamined", *Vetus Testamentum*, 61, 2011, pp.461-488.]
- ④ J. Puhvel, *Hittite Etymological Dictionary* Vol.2, 1984, pp.400-401.
- ⑤ イシュビウル文書の成立と誓いの文書との関係性については F. Pecchioli Daddi, "A 'New' Instruction from Arruwanda I", *Studia Anatolica. Anatolian Studies Presented to Maciej Popko on the Occasion of his 65th Birthday*, T. Taracha (ed.), Warsaw, 2002, pp.261-268. を参照しよう。
- ⑥ *ibid.*, pp. 261-268.
- ⑦ F. Imparati, "Die Organisation des Hethitischen Staates", *Geschichte des hethitischen Reiches*, H. Klengel (ed.), Leiden, 1999, pp. 365-372.
- ⑧ 本稿で条約と称する文書は、必ずしも現代的な意味での条約とは異なり、締結者が神々の前で誓いを立てるイシュビウル文書である点で誓約と言いつてもよいかもこれなごが、本稿では、従来の研究の慣例に

従ふ、便世上「条約」ヲ申す。

⑧ V. Korosec, *Hehitische Staatsverträge. Ein Beitrag zu ihrer juristischen Wertung*, Leipzig. 1931. 大正12(1923)年第4章第2節ヲ参照スルナリ。

⑨ A. Alrnan, "How Many Treaty traditions Existed in the Ancient Near East?", *Pax Hehitica — Studies on the Hitites and their Neighbors in Honour of Itamar Singer*, (SBoT, 51), J. L. Miller [ed.], Wiesbaden, 2010, p.17, n.2 ヲ参照スルナリ。中王国時代のピッタニア王トキヌブトナ王との条約を対等条約に含めるのは、当時キヌブトナがピッタニアに併合される前であり、対等な国家と見なされるからである。

⑩ *ibid.*, p.26, n.47, ヲ参照スルナリ。

⑪ K. K. Riemenschneider, "Die hehitischen Landschenkungs-urkunden", *Mitteilungen des Instituts für Orientalforschung*, 6, 1958, pp. 321-381. Devecchi, E., "We are all descendants of Šuppiliuma, Great King" *The Aleppo Treaty Reconsidered*, *Die Welt des*

Orients, 40, 2010, pp.1-27.

⑫ E. von Schuler, "Staatsverträge und Dokumente Hehitischen Rechts", *Neuere Hehitforschung*, G. Waser [ed.], Wiesbaden, 1967, pp.34-53.

⑬ 条約の由り風王ヤ (IR) と誓々例を数例挙げらる。『私 (マニツン王ナツル) 14' コッタニア王 (マニツルリウブー) の臣ト (U IR-tnn) 14' 14' 』(KBol.4 obv. 7-8)。「私 (マルシリニ) 14' 14' 』(KUB19.49 obv. 59)。「あなたクバニタ」(IR-an-n) 取る (マニ河國王マナパタルフンタ) を」臣トとコト (IR-an-n) 取る (マルシリニ) の臣ト (IR) である。』(KUB19.54 IV 12)。

⑭ T. R. Bryce, *The Kingdom of the Hitites*, New York, 2005, p.413.

⑮ Pecchioli Daddi 14' 証人たちの前で読み上げられ締結者がそれに従ふべきことを知られた点で、インヒビウル文書には政治的に非常に重要な役割があったと説明する [F. Pecchioli Daddi, "Die mittelhehitischen ishinl-Texte", *Aof*, 32, 2005, p.284.]。

第三章 副 王 制

副王制は、傍系王族に対する土地贈与とイシュビウル文書の作成という二つの支配方法によって成り立っていた。副王に任命された者は、王位継承に不満を持ちうる傍系の王族であり、彼らは領土を割譲されることで懐柔された。同時に、王と副王の間に結ばれたイシュビウル文書には両者の結びつきを確かなものにし、副王の忠誠を保つ働きがあった。本章では、それぞれの副王の事例を取り上げ、実際には副王制がそういった支配方法に従っているかを検証する。以下に、キズワトナ神官・アレツポ王・カルケミシユ王・ハクピシユ王・タルフンタツシャ王・トゥマンナ王の事例について時代を追

つてまとめる（表一参照）。

一 副王の任命・継承・地位・役割

紀元前一四世紀半ば、シュッピルリウマ一世はそれまで中央アナトリアのクズルウルマク河の内側に限定されていたヒッタイト王国の領土をその外側へ拡大した。まず、シュッピルリウマ一世は北シリアへ進出する準備段階として本国と北シリアを結ぶ戦略的に重要な都市であるアナトリア南部のキズワトナにおいて息子テリピヌを神官に任命した^①。この任命に際して、シュッピルリウマ一世はテリピヌと条約を結んでいる。シュッピルリウマ一世は、この中で「彼（テリピヌ）は、「王子」ア「ルヌワンダを主」人として認めなければならない」とし、テリピヌに兄弟のアルヌワンダが皇太子であることを認めさせている。アルヌワンダを次の後継者に認めたことで、テリピヌとその子孫は本国の王位継承権を失い、以後彼の家系は王位を継承しない傍系と見なされた^④。このことから、シュッピルリウマ一世が傍系の王族としてテリピヌに辺境の国キズワトナを与えたこと、そして条約締結によって彼が本国の王位継承に対する脅威とならないようにしたことがわかる。

その後、シュッピルリウマ一世は北シリア遠征でアレppoを征服すると、今度はテリピヌをアレppo王に任じた^⑤。テリピヌは引き続き神官と呼ばれることがあり、アレppo王には宗教都市アレppoにおいて王に代わって祭儀を執り行う神官としての役割が期待されたようである。それだけでなく、のちにムルシリ二世の布告に「もし（アムルで）訴訟があるならば、神官（テリピヌ）がその争いを取りなせ」とあるように、アレppo王にはヒッタイトの属国となったシリア北部の国々で起こる訴訟を仲裁する責任もあった^⑥。ただし、この布告では、アレppo王に解決できないと判断される訴訟についてはヒッタイト王が処理することになっており、ヒッタイト王とアレppo王はシリアの司法的な問題に協力して対処しようとしたことがわかる^⑦。

アレppoの王位は、テリピヌの家系に受け継がれることとなり、彼の死後は息子タルミ・シャルマがアレppo王となった。^⑧のちの王ムルシリ二世とタルミ・シャルマの条約にも「アレppo王タルミ・シャルマの息子と孫がアレppoの王権を保持するように」と記されており、テリピヌ家による王位の世襲が認められている。^⑨ただし、同条約の中には「将来、アレppoの王権がヒッタイト王を越えてはならない」という文言もあり、アレppoの王権が本国に劣ることが強調される。このときムルシリ二世は、改めてテリピヌの家系がヒッタイト本国の王位継承し得ないことを宣言しているように思われる。

アレppo王の任命から十数年後、シュッピルリウマ一世はミタンニの首都を攻略し、さらにシリアの小国を次々と属国にして北メソポタミアから北シリアまでをその勢力下に置いた。そして、服従した属国に対して常時ヒッタイトの影響力を行使するために、シュッピルリウマ一世は息子のピヤッシリ（別名シャツリ・クシュフ）をカルケミシユ王に任命した。^⑩この時代の皇太子がアルヌワンダであったことから、ピヤッシリもまた本国では王位継承の見込みのない王子であった。ピヤッシリの家系は傍系の氏族として本国の潜在的な脅威ではあつただろうが、歴代のカルケミシユ王は基本的に本国に協力的であつた。カルケミシユ王は平時には国境の防衛に専念し、ヒッタイト王の遠征には自国軍を率いて参加して本国の司令官としても指揮をとつた。また軍事的な役割以外にも、ウガリトやアムルといったシリアの属国に対してはヒッタイト王と連携しながら中央政権の代理として非常に大きな政治的影響力を行使した。たとえば、ヒッタイト王トウドゥハリヤ四世と当時のカルケミシユ王イニ・テシュブはそれぞれ布告を出してウガリト王アミスタムル二世とその妻であるアムル王ベンテシナの娘との離婚調停を行っている。^⑪

ムルシリ二世とカルケミシユ王ピヤッシリとの条約は、カルケミシユ王の王位継承の方法を規定している。ムルシリ二世は「ピヤッシリの息子と孫あるいはピヤッシリの子孫がカルケミシユの王座に登るべし」として、カルケミシユの王位がピヤッシリの家系に世襲されることを認めている。^⑫実際に、ピヤッシリの没後、彼の息子サフルヌワ、サフルヌワの息

子イニ・テシユブ、そしてイニ・テシユブの息子タルミ・テシユブにカルケミシュ王位は継承され、ヒッタイト滅亡後の時代においてもこの王統は続いた。^⑮この条約で注目すべきは「余（ムルシリ二世）の皇太子は誰であれ、「皇太子」のみがカルケミシュ国王「より偉大で」あるべし」という文言であり、ここでムルシリ二世はカルケミシュ王に自分と皇太子に次ぐ高い地位を認めている。^⑯カルケミシュ王は帝国全体においては第三の有力者とされたのである。

積極的に征服活動を続け、シリアまで勢力を伸ばしたシュツピルリウマ一世が亡くなると、長男アルヌワンダ二世が即位したが、彼はすぐに病に倒れ、短い治世で生涯を終えた。その次に王位を継いだのがムルシリ二世である。彼はシュツピルリウマ一世の末子であり、アレツポ王テリピヌやカルケミシュ王ピヤツシリの弟にあたるため、兄や兄の息子をそれまで以上に懐柔する必要に迫られたと考えられる。先述のようにムルシリ二世は、テリピヌの後継者タルミ・シャルマと条約を結びアレツポ王位の世襲を認め、またピヤツシリの条約の中では王位の世襲と共に王と皇太子に次ぐ地位を許している。このことは、ムルシリ二世がアレツポ王とカルケミシュ王により大きな権限を与えることで懐柔すると同時に、彼らの家系が本国の王位を継承しえないことを明確にしようとしたことを示すだろう。

ムルシリ二世とその息子で後継者のムワタリ二世の治世は、対外的には、同じくシリアを勢力下に収めようとしていたエジプトとの対立が顕在化した時代である。ムワタリ二世は、カデシユの戦いとして有名なエジプトとの直接対決を準備するために、ハットウシャからアナトリア南部の都市タルフンタツシャに遷都した。その際ムワタリ二世は、黒海沿岸に拠点をおく部族カシユカの略奪からハットウシャを防衛する目的で、兄弟のハットウシリをハットウシャの北東の都市ハクピシユの王に任命した。^⑰ハットウシリは、ハクピシユでの防衛戦線を指揮するだけでなく、アナトリア北部のネリクを占領した後は同地の神官となっている。^⑱現存していないものの、その任命にあたってはムワタリ二世とハットウシリとの間に条約が結ばれたと推測できる。ムワタリ二世がハットウシリ家によるハクピシユ王位の世襲を認めたかはわからないが、事実上ハットウシリ三世は息子トウドウハリヤにこの地位を継承している。彼は父親を継いで王となったムワタリ二

世の息子ウルヒ・テシユブをクーデタによって退位させ、自らが王となったとき、息子のトウドウハリヤをハクピシユ王とネリク神官に就任させたのである。^⑩

ハットウシリ三世は、クーデタの後、再び首都に戻されていたハットウシヤの王座に就いた。^⑪このとき彼は、ムワタリ二世の息子クルンタを、それまで都が置かれていたタルフンタツシヤの王に任命した。^⑫のちに、ハットウシリ三世を継いだトウドウハリヤ四世もタルフンタツシヤ王クルンタと条約を結んでいる。^⑬これとよく似た条約に同じくムワタリ二世の息子でタルフンタツシヤ王ウルミ・テシユブの条約があるが、ヒツタイト王の名前が欠けているため、ハットウシリ三世によるものか、トウドウハリヤ四世によるものかという年代については諸説ある。^⑭いずれせよ、この二つの条約が、ハットウシリ三世が新しい王統を打ち立てたために王位継承の可能性を失ったムワタリ二世の息子と結ばれたものであることには違いない。これらの条約からは、タルフンタツシヤ王が現地で具体的にどのような役割を担ったかまではわからないが、王位の継承と地位については知ることができる。トウドウハリヤ四世とクルンタの条約には「あなた（クルンタ）の子孫だけが、余（トウドウハリヤ四世）があなたに与えたタルフンタツシヤ国を保持するべし」とあり、クルンタの家系にタルフンタツシヤの王位が世襲されるのを認めている。^⑮同様に、ウルミ・テシユブ条約にも「のちに、あなた（ウルミ・テシユブ）の息子とあなたの孫が、私（ヒツタイト王）が「あなたに」与えた「国を」保持する。それは彼から取り上げられなくてはならない」という箇所がある。このように、どちらの条約もタルフンタツシヤ王位の世襲を認めており、タルフンタツシヤがムワタリ二世の息子の家系に継承されるべき国であったことは確かである。^⑯さらに、クルンタの条約とウルミ・テシユブの条約はタルフンタツシヤ王の地位についてもカルケミシユ王を引き合いに出して規定している。

「偉大なる王権については、（クルンタとの条約は）カルケミシユ王の条約（と同様）であるように。皇太子のみがタルフンタツシヤ王より偉大であるように。その他の誰も彼より偉大であってはならない。カルケミシユ王に認められる祭典は、タルフンタツシヤ

王にも認められなければならない。^{②⑥}

「カルケミシユ王に認められている王の条約は「何であれ」、タルフンタツシャ王にも認められ「なければならぬ」。^{②⑦}

これらの記述は、タルフツタツシャ王がカルケミシユ王と同等と見なされたことを伝えている。このことは、ハットウシリ三世とトゥドウハリヤ四世とつてタルフンタツシャ王が非常に脅威であったことを示すだろう。つまり、ハットウシリ三世がクーデタで王位に就いたために、元々王位継承家系にあったムワタリ二世の息子は最大限に懐柔すべき王族となったのである。のちにクルンタがトゥドウハリヤ四世に対して反乱を起こして一時的にハットウシャの王位に就いたという説もあり、その脅威は現実のものとなった可能性がある。^{②⑧}ただし、トゥドウハリヤ四世が治世後半に都を再建したと見られること^{②⑨}や彼の息子アルヌワング三世とシュッピリウマ二世がのちにヒッタイト王となつていることから、クルンタが王位を篡奪したとしてもその在位期間は非常に短かったと考えられる。いずれにせよ、中央に脅威となりうる傍系の王族としてムワタリ二世の息子たちはタルフンタツシャを与えられ、条約を結んで王位世襲と帝国内で第三位の地位を認められつつ、少なくともその締結時においては本国の王に対して忠誠を誓わされていたのである。^{②⑩}

最後に、トゥマンナ王について取上げる。トゥマンナ王にはヒッタイト王の治世によって支配する王族が異なる。シュッピリウマ一世によって征服されたトゥマンナは、初め彼の甥フトウピヤンザが支配した。^{②⑪}この場合も、フトウピヤンザは王家の傍系の氏族である。しかし、その後トゥマンナはムワタリ二世の治世にハクピシユの一部とされ、自動的にハクピシユ王ハットウシリ^{②⑫}の支配下に入った。^{②⑬}さらに、ハットウシリ三世の治世後半かトゥドウハリヤ四世の治世には、新しく別の王族がトゥマンナ王に任命されている。^{②⑭}したがって、トゥマンナの王位は一つの家系に世襲されることはなかったが、その王にはおそらく常に傍系の王族が任命され、それぞれの任命時にはヒッタイト王との間に条約が結ばれただろう。

二 副王の特質

アレツポ王とカルケミシユ王、タルフンタツシャ王には、いずれも本国の王位継承の可能性を失った王子たちが任命され、彼らは王との間に条約を締結している。彼らは傍系氏族として周辺国を与えられ懐柔された上に、基本的に本国の介入を受けずに王位を継承する権限を与えられている点で、かなり自立していたといえる。さらにカルケミシユ王とタルフンタツシャ王については、王と皇太子に次ぐ帝国全体で第三位という特別に高い地位を認められている。領土の割譲のみならず、その特権的な地位を世襲することが条約に定められていたことは、彼らが傍系氏族の中で最も高位である、あるいは本国政権にとって最も脅威となりうる王族であったことを示唆する。ただし、王は彼らに大きな権限を与え、本国から完全に自立させたわけではない。王は彼らと条約を結んでその支配地域で多かれ少なかれ王の代理としての軍事的政治的影響力を使用することを義務付ける一方、傍系の一族であることを自覚させ、中央政府への忠誠を公的に認めさせたのである。^③

それ以外の副王たちについては、ハクピシユ王はハットウシリ三世がクーデタを起こしたことで本来の任命目的は変わってしまったが、ムワタリ二世は基本的に上の三国と同様の地位をハットウシリに許しただろう。つまりムワタリ二世は、王位を継承しえない王子ハットウシリにハクピシユを与え、おそらく条約を作成してタルフンタツシャに住む自分に代わってハットウシヤの防衛に当たらせただけである。また、キズワトナ神官職も王位継承権を失ったテリピヌに与えられている。少なくとも任命当初には、シュツピルリウマ一世には神官職とキズワトナの国自体をテリピヌの家系に贈与する意図があったと考えられる。^④ さらにトウマンナ王は、ヒツタイト王の治世によって異なるが、それぞれの任命時には傍系の王族に国を割譲し、王への忠誠とその代理として辺境支配を委任された王位継承の見込みのない王の息子・兄弟・従兄弟といった

ヒツタイトの副王は、王の代理として辺境支配を委任された王位継承の見込みのない王の息子・兄弟・従兄弟といった

帝国時代におけるヒッタイトの支配体制（山本）

表1 帝国時代のヒッタイト王と副王・属王・大王との関係

| ヒッタイト王 | 副王の任命と継承 | 属王との姻戚関係 | 大王との条約・姻戚関係 |
|-------------------------------------|---|---|--|
| シュッピルリウマー世 (前1344-1322年頃) | <ul style="list-style-type: none"> ・キズワトナ神官に息子テリピヌを任命 ・アレッポ王にテリピヌを任命 ・カルケミシュ王に息子ピヤッシリを任命 ・トゥマンナ王に甥トゥピヤンザを任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・ミタンニ王シャッティワザが娘と結婚 ・ミラ王マスマイルワが娘ムワッティと結婚 ・ハヤサのフッカナが姉妹と結婚 | <ul style="list-style-type: none"> ・バビロニア王ブルナ・ブリアシュ二世の娘タワナンナと結婚 ・エジプトのアンケセナーメンが息子との結婚を申し入れる |
| アルヌワンダ二世 (前1322-1321年頃) [息子] | | | |
| ムルシリ二世 (前1321-1295年頃) [兄弟] | <ul style="list-style-type: none"> ・タルミ・シャルマがアレッポ王に就任 ・サフルヌワがカルケミシュ王に就任 | | |
| ムワタリ二世 (前1295-1272年頃) [息子] | <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟ハットゥシリをハクピシュ王に任命→トゥマンナがその領土に含まれる | <ul style="list-style-type: none"> ・セハ河王マストゥリが姉妹と結婚 | |
| ウルヒ・テシュブ (前1272-1267年頃) [息子] | | | |
| ハットゥシリ三世 (前1267-1237年頃) [叔父] | <ul style="list-style-type: none"> ・タルフンタッシャ王に甥クルンタを任命 ・ハクピシュ王に息子トゥドゥハリヤを任命 ・イニ・テシュブがカルケミシュ王に就任 | <ul style="list-style-type: none"> ・アムル王ベンテシナと娘ガッスリヤウイヤが結婚 ・息子ネリッカイリがベンテシナの娘と結婚 | <ul style="list-style-type: none"> ・バビロニア王カダシュマン・トゥルグと条約締結 ・バビロニア王[Ⓜ]が娘と結婚 ・エジプトのラムセス二世と条約締結 ・ラムセス二世が娘と結婚 |
| トゥドゥハリヤ四世 (前1237-1209年頃) [息子] | <ul style="list-style-type: none"> ・タルフンタッシャ王に従兄弟のウルミ・テシュブを任命(?)[Ⓜ] ・トゥマンナ王に王族を任命 | <ul style="list-style-type: none"> ・アムル王シャウシュガムワが姉妹と結婚 | <ul style="list-style-type: none"> ・バビロニア王女との結婚 ・エジプトのラムセス二世が姉妹と結婚 |
| アルヌワンダ三世 (前1209-1207年頃) [息子] | | | |
| シュッピルリウマ二世 (前1207-) [兄弟] | <ul style="list-style-type: none"> ・タルミ・テシュブがカルケミシュ王に就任 | <ul style="list-style-type: none"> ・ウガリト王アムラビが娘エフリ・ニッカと結婚 | |

高位の王族であった。またヒツタイト王とすべての副王との条約が現存しているわけではないが、副王の任命と継承、その他の地位は条約に規定され、誓約を通して副王たちは王と個人的かつ公的な結びつきをもっていたと考えられる。このように、副王制は、第一章と第二章で説明してきた二種類の支配方法に従って成り立っているのである。

- ① 中王国時代におけるカントウツジリのキスワトナ神官への任命からシュッピルリウマー一世によるテリビヌの任命までの間、この神官職がどのように継承されていたのかはわからない。
- ② 「私」[大王]シュッピルリウマー[と大女王ヒンティス]、皇太子アルヌワン[親衛隊長]シムタは、神官テリビヌに対して、「また、同様に[彼の息子と彼の孫に]以下のような条約を[結んだ]」。(KUB1925 I 6-9)
- ③ KUB1925 I 11-12
- ④ Bryce 1975, 『The Role of Telpinu, the Priest in the Hittite Kingdom』, *Hethitica*, 11, 1992, pp. 5-18.]
- ⑤ 「彼」(シュッピルリウマー一世)は「アレッポ国でテリビヌを王にした」。(KUB19 9 I 17-19).
- ⑥ KB633 III 27-33. この布告はテリビヌが神官と呼ばれていた証拠の一つである。
- ⑦ *HDJ*, p.172.
- ⑧ 「私」(ムルシリ二世)は「テリビヌの息子タルム・シヤルマをアレッポ国の王にした」。(KB64 III 15-16.)
- ⑨ KB616 rev. 15-16. ただし、その後タルム・テシユフの家にアレシホの王位が継承されたかは定かではない。
- ⑩ KB616 rev.11.
- ⑪ 「彼」(シュッピルリウマー一世)はカルケミシュ国ではピヤシシリを王にした」。(KUB19 9 I 17-19.)
- ⑫ カルケミシュの創設以降は「アレシホ王の北シリアにおける権力は大きくカルケミシュ王に取って代わられたと考えられる」(Howink ten Cate, "The Hittite Usage of the Concepts of 'Great Kingship', the Mutual Guarantee of Royal Succession, the Personal Unswerving Loyalty of the Vassal to His Lord and the 'Chain of Command' in Vassal Treaties from the 13th Century B.C.E." *Das geistige Erbes der Welt im Alten Orient: Beiträge zu Sprache, Religion, Kultur und Gesellschaft*, J. Hazenbos, A. Zgoll and C. Wilcke [ed.], Wiesbaden, 2007, pp.204.]
- ⑬ 「アッラマハリア四世」は「主の財産分与とウガリト王位の継承について決定をした」(*HDJ*, pp.180-181.)「カルケミシュ王イニ・テシユフは離婚した妻のウガリトにおける財産没収についてアッラマハリア四世の決定を再確認した」(*HDJ*, p.182.)
- ⑭ KB6128 obv.10-14.
- ⑮ カルケミシュ王の系譜はウガリト文書に押印された印影から明らかになる(『H. Klengel, *Geschichte Syriens im 2. Jahrtausend v. n. Z. Teil I - Nordsyrien*, Berlin, 1965, pp. 51-101.]。また「ピタイン」滅亡後の時代におけるイニ・テシユフの息子タジ・テシユフに始まるカルケミシュの王統については J. D. Hawkins, "Kuzi-tešub and the "Great Kings" of Karkamiš," *Assyrian Studies*, 38, 1988, pp. 99-108. を参照しよう。

- ⑧ KBo1.28 obv.15-19.
- ⑨ 「*神* (*ḫittamanni*) *を*」 (*神*) *諸**神**を**た**の**に**呼**び**て**、**彼**の**や**家**を**兄弟**衆**(**ḫittarini**)**に**授**け**ら**れ**た**。」* (KBo1. II 28-29) 「*後* (*ḫittarini*) *を**神* (*ḫittamanni*) *を**任命**し**て**治**め**ら**せ**た**。」* (KUB1. II 62).
- ⑩ 「*神* (*ḫittamanni*) *を**神**の**臣**の**任命**し**て**、**【**の**神**前**に**た**の**た**】**」* (KUB1. III 60).
- ⑪ F. Imparati, "Die Organisation des Hethitischen Staates", *Geschichte des hethitischen Reiches*, H. Klengel [ed.], Leiden, 1999, p. 372.
- ⑫ ウルム・トントンの*任命*し*た*神前王タルントマニヤから*任命*したイシメ・バダラ。T. R. Bryce, *The Kingdom of the Hittites*, New York, 2005, pp.253-256.
- ⑬ 「*神* (*ḫittamanni*) *を**神**の**【**賢**】**タル**ル**ン**タ**を**取**り**上**げ**、**彼**の**兄弟**ト**ト**タ**リ**が**タル**ル**ン**タ**ニ**マ**ニ**ヤ**の**臣**を**授**け**ら**せ**た**。」* (KUB1. IV 62-64)
- ⑭ ムツェンリヤ四神タルントマニヤの*任命*したイシメ・バダラ。H. Otten, *Die Bronzetafel aus Bogazkoy (SBoT Beihft1)*, Wiesbaden, 1988 *を*参照する。
- ⑮ エンメル・トントンの*任命*したイシメ・バダラ。T. J. P. van den Hout, *Der Uritisub-Vertrag (SBoT, 38)*, Wiesbaden, 1995 *を*参照する。この*任命*の*背景*をイシメ・バダラ。O. R. Gurney, "The Treaty with Umi-Tesub", *AsSt*, 43, 1993, pp.19-20 *と* H. Klengel, "Tuthalia IV. von Hatti Prolegomena zu einer Biographie", *Aof*, 18, 1991, pp. 231-237。D. Sürenhagen, "Untersuchungen zur Bronzetafel und weiteren Verträgen mit der Sekundogenitur in Tarhuntašša", *OLZ*, 87, 1992, p.352 *を*「タルントマニヤの*任命*は、ヒッタイト・タルントマニヤ三神に

4-17を授けられたのと同じ様子を、14-17 H. Otten op. cit. *と* T. J. P. van den Hout op. cit. "Houwink ten Cate, "Uriti-Tessub revisited", *Bibliotheca Orientalis*, 51, pp. 233-239 *と* エンメル・トントンの*任命*は、イシメ・バダラ *を* *兄弟**衆**を**た**の**に**呼**び**て**、**彼**の**や**家**を**兄弟**衆**(**ḫittarini**)**に**授**け**ら**れ**た**。」* Gurney & Sürenhagen *に* *た**の**す**べ**き**に**、**タル**ル**ン**タ**は**ヒ**ツ**ツ**エ**ニ**ナ**ン**タ**の**臣**を**任命**し**て**治**め**ら**せ**た**。」* 同 *に* *入**る**べ**き**に* *答**へ**る**べ**し**い**。*

- ⑯ B086/299 II 97-98.
- ⑰ KBo4.10.
- ⑱ B086/299 II 79-83.
- ⑲ KBo4.10 obv. 37.
- ⑳ この*任命*したイシメ・バダラ。T. R. Bryce op. cit., pp.319-320 *と* T. J. P. van den Hout, "Zur Geschichte des jüngeren hethitischen Reiches", *Akten IV. Internationalen Kongresses für Hethitologie (SBoT, 45)*, G. Wilhelm [ed.], Wiesbaden, 2001, pp.217-219。H. Otten op. cit., p.4。P. Neve, "Bogazkoy-Hattuša. New Results of the Excavations in the Upper City", *Anatolica*, 16, p.8 *を*参照する。
- ㉑ P. Neve, "Die Ausgrabungen in Bogazkoy-Hattuša 1986", *Archäologischer Anzeiger*, 1987, 1987, pp. 403-404.
- ㉒ エンメル・トントンの*任命*したタルントマニヤの*任命*したイシメ・バダラ。Houwink ten Cate, op. cit., pp.191-207 *を*参照する。
- ㉓ 「*神**を*」 *父* (*ḫittarini*) *に**任命**し**て**神**の**臣**を**任命**し**て**、**【**賢**】**タル**ル**ン**タ**を**取**り**上**げ**、**彼**の**兄弟**衆**(**ḫittarini**)**に**授**け**ら**れ**た**。」* *後**に**【**賢**】**タル**ル**ン**タ**を**取**り**上**げ**、**彼**の**や**家**を**兄弟**衆**(**ḫittarini**)**に**授**け**ら**れ**た**。」* *後**に**【**賢**】**タル**ル**ン**タ**を**取**り**上**げ**、**彼**の**兄弟**衆**(**ḫittarini**)**に**授**け**ら**れ**た**。」* (*DS*, p91, frag.28, A i 37-39) 「*神**を**父* (*ḫittarini*) *に**任命**し**て**神**の**臣**を**任命**し**て**、**【**賢**】**タル**ル**ン**タ**を**取**り**上**げ**、**彼**の**や**家**を**兄弟**衆**(**ḫittarini**)**に**授**け**ら**れ**た**。」* (KBo2.5 IV 18-20)

シヤハバ国「カタバ国、ハンハナ国、ダラフナ国、バラエ国、トウマ
ンナ国」^{⑤⑥}、ガツシヤ国「シヤツバ国、フラナ河国」戦車と黄金の
戦軍隊をすべし治むた。」(KUB1.1 II 57-61.)

Military Texte der Hethiter, 20, Heidelberg, 1992, pp.320-327 ㄨ𐎗𐎒𐎗𐎒
815.9°

⑤ Archi and Kienkel は「儀式」の関与の仕方から、ハツタイト王
王をヒツタイト王族とあつたことを認める。[A. Archi and H. Kienkel,

⑤ T. R. Bryce, "The Role of Teipinu, the Priest, in the Hittite
Kingdom", *Hethitica*, 11, 1992, p.12.

"Ein heitrischer Text über die reorganization des Kultes", *AOF*, 7,
1980, p.154.]

⑥ カダシエマン・トウルケあるいはカタシエマン・エンリル二世
⑦ クルンタとウルミ・テシユブが別人物で、クルンタによるクーデタ
の後にウルミ・テシユブがタルフンタツシヤ王に任命されたと考えた
場合。

⑧ 軍事的役割に関しては、R. Beal, *The Organisation of the Hittite*

第四章 属国支配と大国との外交

副王制は、ヒツタイトの支配体制を象徴する制度である。ただし、こういった支配方法は、ヒツタイト本国の行政や副王を用いた周辺支配に限られたものではなかった。Pechioji Daddi が「ヒツタイトのイデオロギーは国内と国外を区別しておらず、王は国家官僚も自分以外のすべての王も事実上同じレベルで扱っていた」と説明するように、^①ヒツタイト王は属国を支配する方法としても自身と対等な大王との外交手段としても、この二種類の支配方法を重視している。

一 属国支配

ヒツタイトの勢力下にあった属王は、従属を受け入れる時や、どちらかの支配者が交代した際、ヒツタイト王との間に条約を締結し、個人的な主従関係を結んでいる。さらに、ヒツタイト王は多くの属王と王女とを結婚させた(表一参照)。分かっている限りでも、ミタンニ王シヤツテイワザはシュツピルリウマ一世の娘と結婚し、アナトリア西部のミラ王マスフィルワはシュツピルリウマ一世の娘ムワツテイと結婚した。^②またハヤサの部族の首長に過ぎなかったフツカナサえもシュツピルリウマ一世の姉妹を妻に与えられている。^④シュツピルリウマ一世の治世以後においても、セハ河王マストウリは

ムワタリ二世の姉妹と結婚している。^⑤北シリアのアムル王家はヒッタイト王家との姻戚関係が特に密接で、アムル王ベンテシナはハットウシリ三世の娘ガスリヤウィヤと結婚し、ベンテシナの娘はハットウシリ三世の息子ネリツカイリと結婚している。さらにベンテシナの息子で後継者となったシャウシユガムワもハットウシリ三世の娘と結婚しているので、ベンテシナの家系とハットウシリ三世の家系は三重の婚姻関係で結ばれている。^⑥同じく北シリアのウガリト王アムラピも、トウドウハリヤ四世の息子で後継者のシュッピルリウマ二世の娘エフリ・ニツカルと結婚した。^⑦こうした政策には、時々政治情勢や王の属国に対する戦略が反映されてはいるものの、帝国時代を通じてヒッタイト王が王女を属王と結婚させることが慣例となっていたのは確かである。

上に挙げた例からは、ヒッタイト王がある国を属国にする仕組みには二つの段階があったことがわかる。まず、ヒッタイト王は、従属を受け入れた国の王に対し条約を結び、臣下となった属王にその国の支配権を認める。その上で、ヒッタイト王女と結婚させることで王位を継承することのないヒッタイト王家の傍系とし、属国を支配する正当性をもたせた。この二段階を経ている点で、属王もまたヒッタイトの支配のあり方に従わされている。

さらにヒッタイト王は、将来世代に渡つてこの構造が維持されるようにした。ヒッタイトから嫁いだ王女は属王の正妻でなければならず、属国の王位継承者は属王と王女との息子でなければならなかった。^⑧同時にこの息子は、ヒッタイト王と血のつながったヒッタイト王子とも見なされた。そういったヒッタイト側の認識は、シュッピルリウマ一世とミタンニ王シャツティワザの条約の以下の箇所から理解できる。

「王子シャツティワザはミタンニ王であれ。ヒッタイト王の娘はミタンニの女王であれ。あなたシャツティワザに側室は許される。

しかし、いかなる女も我が娘より重んじられてはならない。あなたには我が娘と同等な他のいかなる女も許されない。誰も彼女の隣で同等の者として座つてはならない。あなたは我が娘を第二位に降格させてはならない。ミタンニにおいて彼女は女王の権力を行使

せよ。シャッティワザの息子たちと我が娘の息子たち、すなわち彼らの息子たちと孫たちは、ミタンニにおいて将来同等であ「れ」。将来ミタンニの人は絶対に王子シャッティワザに対して、あるいは女王である我が娘に対して、「彼の息子たちに対して」、彼の孫たちに対して反乱を企ててはならない。将来王子シャッティワザは「我が息子たちの」兄弟であり同等であれ。そして王子シャッティワザの息子たち、彼の息子たち孫たちは「……」我が孫たちの兄弟であり同等であれ。^④

シュッピルリウマ一世はシャッティワザの妻にした自分の娘をミタンニの女王とし、彼女の息子をミタンニ王の後継者として、またヒッタイト王子の一人として扱おうとしたのである。このようにしてヒッタイト王は、恒久的に属王を自国の支配下に置こうしたのである。

二 大王との外交

ヒッタイトの属国支配の根本理念は、大王との外交政策にも共通している。当時、ヒッタイトと同様に複数の属国を従え、いかなる国にも従属しない大国が存在した。「大王」という称号を用いた大国の王たちは、対等と認め合う大王だけに限定された外交儀礼を用いて直接的な衝突を避けた。具体的には、使者・書簡・贈り物を取り交わし、同盟条約を締結し、あるいは王室間で政略結婚するなどの外交活動が繰り返された。このような大王たちの外交関係は、前二千年紀後半にバビロニア王やエジプト王、ミタンニ王、ヒッタイト王、ミタンニが事実上のヒッタイトの傀儡国家になってからはアッシリア王が中心となって形成されてきた。

古代オリエントにおける外交では、家族の結びつきがイメージされる^⑤。大王たちは互いを対等な者として「兄弟」と呼び合い、また他の大国の女王は「姉妹」、王子たちを「息子」と呼んだ。さらに宮廷間での結婚が繰り返されたことで、大王たちの王室の擬似的な家族の関係は、より現実のものとなっていった。こうした外交儀礼は、ヒッタイト王が国際社

会に登場するより前から発展してきたものである。しかし、その中でもヒッタイトは自国の支配方法を外交活動にうまく適用させているように思われる。ヒッタイトと関係をもつ限り、他の大王たちもイシユヒウル文書によってヒッタイト王からその権能の一部を分配され、さらにヒッタイト王女との結婚によってヒッタイト王家の傍系氏族になるという構図が描いたのである。

ヒッタイト王は他の大王と同盟条約を締結し、さらに王女を嫁がせる、あるいは他の大国の王女を妻に迎えることがあった。そういった関係性はエジプトとの間に顕著である。帝国時代より前に、ヒッタイト王とエジプトのファラオはいわゆる「クルシユタマ条約」(CTH30)を締結し、アナトリア北東部の都市クルシユタマの人々をエジプト勢力下のシリア領へ輸送することを取り決めている。Singerによれば、この条約はヒッタイトによるエジプトへの軍事力提供を規定していることからヒッタイトとエジプトが同盟関係にあったことを示す。クルシユタマ条約の年代比定には議論があるが、Singerは中王国時代の王トウドウハリヤ一世とアメンホテプ二世による条約であったと主張する^⑩。この条約については、帝国時代の文書である「シユツピルリウマ一世の偉業」(SS)にも言及があり、少なくとも帝国時代以前からすでにヒッタイトとエジプトは条約を結び、同盟関係にあったのは間違いないだろう^⑪。

さらに帝国時代になると、両国の関係性はより緊密になる。シユツピルリウマ一世がシリア遠征の中、ちようどカルケミシユの征服を目前にしていた頃、夫でファラオのツタンカーメンを亡くしたエジプトの女王アンケセナーメンの書簡が届けられた。その内容はシユツピルリウマ一世にとって衝撃的なものであっただろう。

「私の夫は亡くなった。しかし、私には息子がいない。あなたには多くの息子がいると聞いている。もしあなたが私にあなたの息子の一人を与えるならば、彼は私の夫になるだろう。私は私の臣下を選んで、彼をわが夫としない^⑫。」

しかし、シュツピルリウマ一世は当初アンケセナーメンの言葉を信じようとせず、使者を派遣し、エジプトに王位を継承する王子が本当にいないか確認を取らせた。アンケセナーメンはこのシュツピルリウマ一世の疑心を諫めた上で、改めて王子を遣すよう申し入れた。

「私にあなたの息子の一人を与えてください。私にとっては、彼は夫であるが、エジプト国においては、彼は王となる。」^⑮

これを受けてシュツピルリウマ一世は息子ザンナンザをエジプトへ向かわせた。しかし、ザンナンザは道中でおそらくエジプト人によって殺され、息子をエジプト王にするというシュツピルリウマ一世の計画は実現しなかった。ザンナンザが王位を継承する予定のない王子であったことから、このエピソードはエジプト王家をヒッタイトの傍系王族に位置づけようとするシュツピルリウマ一世の戦略を伝えているだろう。

ヒッタイト王子とエジプト女王との結婚が成立しなかったことに加え、シュツピルリウマ一世の治世以後はシリアをめぐる主権争いでヒッタイトとエジプトの関係は悪化し、ムワタリ二世の治世に両国はシリアの都市カデシユで大きな戦闘を交えた。この戦いはほぼ引き分けに終わり、両国王は互いに勝利を主張して対立していた。しかし、ハットウシリ三世の即位後、しだいに両国は態度を軟化させ始めた。最終的に紀元前一二五九年、ハットウシリ三世とラムセス二世は同盟条約を締結して友好関係を築き、さらにその数年後にラムセス二世はヒッタイト王女と結婚している。

ハットウシリ三世の妻ブドウヘバは、ラムセス二世への書簡の中で、条約締結と王室間結婚を経て両王家は「一つ」になったと記す。「娘の頭に聖油が注「がれ」たとき、冥界の神々が司り、この日二つの大国は一つになった。あなた方二人の大王は一人の兄弟になった。」^⑯「ファラオと条約を結ぶことは、少なくともヒッタイト側からすれば、ヒッタイト王がイシユヒウル文書によって権能を分配しファラオの王権を認めたことを意味しただろう。また、ラムセス二世がハットウ

シリ三世の娘と結婚し、実際にヒッタイト王の義理の息子となったことで、ファラオの家系はヒッタイト王家の傍系氏族と見なされる。さらに、王女の息子がエジプト王位を継ぐならば、エジプト王家を将来的にもヒッタイト王族とすることができる。ブドゥヘパがラムセス二世に「私は彼女（ヒッタイト王女）が他の大王の娘たちに」勝ることを「望む」。誰も彼女に（比肩できる者を）見ることはない。」と伝えているように、ヒッタイト王室は王女がラムセス二世の正妻となることを望んでいる。このようにハットゥシリ三世とブドゥヘパは、属王を傍系の王族にするのと同じ方法を大王との関係においても用いようとしたのである。^⑧

また、ヒッタイト王はバビロニア王とも友好な関係にあった。シュツピルリウマ一世はバビロニア王ブルナ・ブリアシユ二世の娘タワナンナを妻とし、トゥドゥハリヤ四世はバビロニア王女と結婚している。^⑨この場合、バビロニア王はヒッタイト王の義理の父親となるが、シュツピルリウマ一世の後継者アルヌワンダ一世やムルシリ二世は、前妻ヘンテイの息子たちであり、バビロニア王家の血筋がヒッタイト王の直系に受け継がれることはなかった。^⑩一方で、ハットゥシリ三世は娘をバビロニア王と結婚させているため、トゥドゥハリヤ四世の結婚時にはバビロニア王はすでにヒッタイト王家の傍系氏族と位置づけられていただろう。^⑪さらに、ハットゥシリ三世とバビロニア王カダシュマン・トゥルグは同盟条約を締結していたと考えられる。^⑫したがって、バビロニア王もエジプト王と同様、ヒッタイトにおいてはその支配原理に従っていると考えられるだろう。

ヒッタイト王は、エジプト王やバビロニア王との外交関係の中で、条約を締結し姻戚関係を結んでいった。このことは、ヒッタイトが自国の支配方法を外交においても適用していたことを示す。他の大王に対して条約を作成したことは、ヒッタイト王が自ら権能を分配したことを意味し、王室間の結婚は他の大王家をヒッタイト傍系の王族にするものである。それによってヒッタイト王は、すべての関係国が自身の勢力下にあるというイメージをつくりあげることができただろう。このように傍系王族に対する土地の贈与とイシユヒウル文書による権能分配という二つの支配方法は、諸大国との外交に

おとづちの一貫をわけていたのではないか。

- ① Pecchioli Dadi F., "Classification and New Edition of Politico-Administrative Texts", *Acts of the 5th International Congresses of Hittology: Corunna, September, 02-08, 2002*, 2005, p.600, n.9.
- ② KB01.1 obv. 58. シュムメルリウマ一世による首都プシユカニニ攻略後、ヌツニ二王の地位はピッタイトの属王と争えるほどに落ちてきた。
- ③ KB04.7 I 6-7.
- ④ KB05.3 I 5.
- ⑤ KUB23.1 II 16-19.
- ⑥ シュムメルリウマ三世の娘との結婚が、ネリツカイトとシュムメルリウマ二世の結婚は KB01.8 obv. 19-21' シュムメルリウマ二世とシュムメルリウマ三世の結婚について KUB23.1 II 1-3 が記録している。
- ⑦ HDJ, pp.183-185. ただし、このラムセスはエフリ・ニツカルと離婚した。
- ⑧ F. Imparati, "Die Organisation des Hethitischen Staates", *Geschichte des hethitischen Reiches*, H. Klengel [ed.], Leiden, 1999, p. 380.
- ⑨ KB01.1 obv. 59-67.
- ⑩ 大石由樹恵の訳題について、T. R. Bryce, *Letters of the Great Kings of the Ancient Near East*, London, 2003, 42' 44' 大石樹恵の「『姪のシュメルリウマ二世について』 A. H. Podany, *Brotherhood of Kings: How International Relations Shaped the Ancient Near East*, New York, 2010. を参照する。
- ⑪ I. Singer, "The Kurustama Treaty Revisited", *Sarnizel, hethitologische Studien zum Gedenken an Emil Orghetorix Forrer (19. 02. 1894-10. 01. 1986)* (DBH, 10), 2004, p.604.
- ⑫ *ibid.*, p.607.
- ⑬ 「我が父は再び条約の粘土板に問うた。かつて、テシュブがどのようににハツタイの息子であるクルシユタマの人々を取ってエジプトへ連れて行か、彼らをエジプト人にしたのかを。そして、テシュブがエジプト國とピッタイト國の間にごのケツに『条』約を結び、【ご】かに彼らが途切れる【ご】なく互いに友好的であったかを。」(DS p.98, frag. 28, E iv 26-32)
- ⑭ DS, p.94, frag.28, A iii 11-15
- ⑮ DS, pp. 96-97, frag.28, A iii 50-A iv 12.
- ⑯ KUB32.4 + KUB3.59 obv. 2-4'.
- ⑰ KUB21.36 5-7'.
- ⑱ トウマウハリヤ四世治世に別のピッタイト王女が再びラムセス二世と結婚していることから、最初に結婚したこの王女は早い時期に亡くなった可能性が高く、彼女がエジプトの女王になったとは考え難い。しかしながら、王女がラムセス二世と結婚したという事実それ自体でエジプトがピッタイトの支配原理に従っていると國內で認識されるには十分であったであろう。ラムセス二世とハツタイシリ三世の二人の娘との結婚について、T. R. Bryce, *The Kingdom of the Hittites*, New York, 2005 pp.113-119. を参照する。
- ⑲ タウナンナについて、*ibid.*, p.433, n.25. を参照する。トウマウハリヤ四世の妻であったバビロニア王女の名前はわかっているが、その結婚については、ブアウハバがラムセス二世への書簡の中で言及している。「私、女王は、私自身のためにバビロニアの王女とアムル

の「[王女]を取った。…(中略)…私は、この外国人である大王の娘たちを義理の娘として取った。(KUB21.38 obv. 47-49)」

②① Bryce は、シュッピルリウマ一世の息子アルヌワンダとテリピヌ、ヒヤツシリ(のちのシャツリ・クシュフ)、ザンナンザ、ムルシリは

ヘンテイとの間の子であるとする。[T. R. Bryce, op. cit. p.160]

②② 「彼(バビロニア王)は大王、強い王(ヒッタイト王)の娘を妻に取らなかつただろうか。」(KUB21.38 obv. 55)

②③ KBo1.10 + KUB3.72 obv. 9-10.

おわりに

王族を中心とするヒッタイトの国家構造は、古王国時代以来変わることはなかった。しかし、王位継承者になり得なかつた王族の中には不満をもつ者があり、この構造は常に王室内の権力争いをもたらすという問題を抱えていた。これに対して、二種類の支配方法が適用されることで、ヒッタイトの国家は統合されていた。

一つの支配方法は、傍系の王族に対する領土の分割である。古王国時代以来、傍系の王族を懐柔するために、王は彼らに征服地を贈与する慣例があつた。もう一つの支配方法は、イシュヒウル文書による王の権能の委譲である。王が王族に発行したイシュヒウル文書には、潜在的脅威である王族の忠誠を法的に保証する役割がある。

帝国時代の副王制は、この二つの支配方法を基礎にしている。辺境の国を支配した副王は、王に代わつて現地を実効支配する、王位継承の見込みのない王子たちであつた。彼らは、すべて皇太子以外の王の息子・兄弟・従兄弟といった高位の王族とその子孫として国を分け与えられ懐柔された一方、王は彼らと条約を締結し忠誠を誓わせて副王による支配が制限なく行われることを避けた。

こういった方法は、より外部の属国の支配や大国との外交においても適用された。すべての属王はヒッタイト王と条約を結んで臣下として服従を誓い、その多くがヒッタイト王女と結婚し、彼らの家系はヒッタイト王家の傍系となつた。ヒッタイトは、属王による支配はその支配方法に従つて初めて認められるという構図を作り上げたのである。またヒッタイト王はエジプト王やバビロニア王とも条約を結び、王室間で結婚を繰り返した。このことは、大王も属王と同様に、ヒッ

タイトの支配原理に従っていることを表す。これらの過程を通して、ヒッタイト王は少なくとも国内においては諸大国さえも自身の勢力下に入ったと説明できただろう。

本稿ではこのように、ヒッタイトの支配方法が外交に適用されていた点にまで言及した。しかし、この点についてはさらなる考察が必要であると考えられる。したがって、ヒッタイトの自国の支配方法がその外交活動にいかに関与し、強い影響を与えたかを明らかにすることが今後の課題である。本研究を基にヒッタイトの王権観あるいはイデオロギーについてより深く検討を加えた上で、それと外交活動との概念的な相関について実例を挙げながら詳細に説明することができれば、その研究はヒッタイトを視座にした古代オリエントの国際関係に関する基礎的研究となるだろう。

(京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

The System of Hittite Rule in the Imperial Period
Relationships between Viceroys, Vassal Kings and Great Kings

by

YAMAMOTO Hajime

There have been two opposing theories concerning the structure of the Hittite state. While some scholars assert that the structure, in which the Hittite royalty played the central role, had not changed much since the Old Kingdom period, others argue that it had been reformed in the late Middle Kingdom period when the number of the king's subjects who did not have royal origin was increased through the issuing of *išhiul* texts, or oath texts. However, as a number of texts both from the Old Kingdom period and from the Empire period show that members of the royal family occupied the very core of the state administration, the structure itself remained basically unchanged. I think it was the Hittite methods of rule that had changed in order to solve latent problems in the state structure. The structure often caused struggles for power among the different branches of the royal family partly because the rules of succession to the throne were ambiguous, and thus to solve this problem the Hittite kings attempted to carry out two methods of rule.

One of the methods was the granting of lands to the members of the collateral lines of the royal family. From the Old Kingdom period onwards, the kings gave newly conquered lands or peripheral city states to the collateral royal lineages in order to appease their claims to the throne. In addition, another method was adopted from the Middle Kingdom period onward. The king began to issue *išhiul* texts that created personal bonds between the king and his subjects so that he could distribute his own power to them. Indeed, the texts contributed to increasing the number of new and non-royal subjects and to centralizing power, but those texts were not necessarily used to exclude the influence of the royalty from the central government because many *išhiul* texts were issued to them as well. Therefore, it seems that this method of rule did not change the state structure itself. The *išhiul* texts for the members of the royal family played

the role of creating legal bonds between the king and other royal family members and guaranteeing their loyalty.

The system of rule by viceroys in peripheral areas during the imperial period represents these two methods very well. The viceroys ruled the peripheral lands on behalf of the king, and all of them were princes of high rank such as the king's sons, brothers and cousins who were not expected to inherit the Hittite throne. While the king appeased them with the cessions of the city states, he issued the *išhiul* texts to them and ensured their loyalty in order that they would not pose a threat to the central government.

Those two methods of rule were applied both to the control of vassal kingdoms where the local authorities ruled and to the diplomacy with Great Kings who were equal to the Hittite king in international status. All the vassal kings swore oaths of obedience to the Hittite king when they entered his vassalage. In addition, many of them married Hittite princesses, and thus their family lineages became collateral with the Hittite royal family. However the members of collateral houses could not succeed to the Hittite throne. In this way, the Hittite king made the vassal kings follow the domestic principles or rule. According to these principles, the collateral members of the royal family were given lands, and also they had to swear an oath of loyalty to the king. The Hittite kings also applied those two methods in their diplomacy. They concluded treaties with the Great Kings such as the kings of Egypt and Babylonia. The treaties were *išhiul* texts, which were also international recognition of the legitimacy of the Hittite throne. Moreover, the Hittite kings often gave their princesses to those Great Kings. This implies that the approach taken to Great Kings were almost the same as that applied to vassal kings. This means that they were also regarded, at least for the Hittites themselves, as obeying the principles of Hittite rule. Thus, the Hittite king could show his people political propaganda that all the kingdoms with which he had relationships were conceptually under Hittite control.